

自主防災組織 Voluntary Disaster Management Organizations 自主防災组织 자주방재조직

●自助・共助・公助

災害に対する予防・応急対応、復旧・復興には、住民の皆様と行政機関等がそれぞれ役割を果たし、協力・連携して対策に当たることが重要です。特に被害を最小限に抑えるためには「自助・共助・公助」の効率的な組み合わせが重要です。

◆自助

「自分の身は自分で守る」

飲料水、食料等の備蓄、防災知識、技術の修得、危険回避のための自主避難など、普段から災害に対する準備。

◆共助

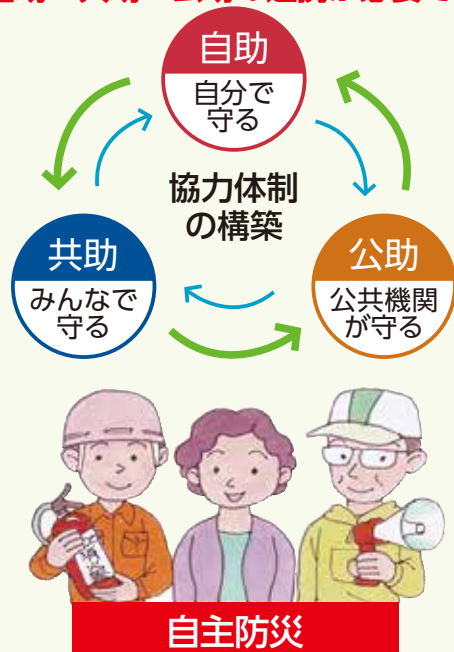
「自分たちのまちは自分たちで守る」

自主防災組織の結成、活動の促進、訓練への参加、相互協力体制の推進。

◆公助

行政機関等(国、府、市、消防、警察、自衛隊など)の活動。各機関とも災害の発生からすみやかに全て能力を応急対策活動にあてられるよう備えています。

自助・共助・公助の連携が必要です。



●自主防災組織の必要性

地域住民が連携し自主的に防災活動を行う組織のことをいいます。特に大地震のような大規模な災害時は、交通網の寸断、通信手段の混乱、同時多発の火災などで、消防や警察なども、同時にすべての現場に向かうことはできません。そのような事態に備え、地域住民が連携して地域の被害を最小限に抑えることが自主防災組織の役割です。

| 平常時の活動 | 災害時の活動 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●防災研修会を開催(防災知識の普及) ●防災点検(地域の危険箇所や要援護者の把握等) ●防災訓練(防災活動に必要な知識・技術の習得) ●地域防災情報紙の発行 | <ul style="list-style-type: none"> ●初期消火や救出・救護 ●避難誘導 ●避難所での給食・給水等の活動 ●避難所の運営 ●情報収集と伝達(被災状況・避難者情報等) |

●避難行動要支援者の支援について 地域のみなさんの協力が必要です。助け合いの心で・・・

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方を要配慮者といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難する事が困難な方で迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を避難行動要支援者と言います。支援には、災害時だけでなく日ごろからコミュニケーションを図り、地域ぐるみでの取り組みが大切です。

| 高齢者・病人 | 目の不自由な人 | 耳の不自由な人 |
|--|--|---|
| <p>あらかじめ支援者を決め、複数人での対応し、車いすや担架を使うほか緊急時はおぶって避難する。</p> | <p>まずは声をかけ、誘導するときは、腕を貸してゆっくりと歩く。できるだけ状況を言葉にして伝える。</p> | <p>お互いに顔が向き合う形で、大きく口を動かし話しかける。伝わりにくい場合は、身ぶり、筆談により伝える。</p> |
| 知的障害のある人 | 車いす利用者 | 早めの避難を |
| <p>声かけをし、落ち着かせる。状況の理解が難しい場合は、手を引くなどして誘導する。</p> | <p>階段では2人以上で援助し、上りは前向き、下りは後ろ向きに移動する。ひとりの時はおんぶして避難。</p> | <p>避難行動要支援者は避難所までの移動に時間がかかるので、早めに避難をさせましょう。</p> |

大東市の取り組み Daito City Response Measures 大東市的措施 다이토시의 대책

大東市に震度4以上の地震や気象警報が発令された場合、大東市災害警戒本部を立ち上げます。また、災害が発生した場合は災害対策本部を立ち上げます。

本部を立ち上げると同時に風水害時は大東市を下記の担当区域一覧表の通り4地区、地震災害時の場合は各中学校区ごとの8地区に地区対策部を立ち上げ、担当区域のパトロールや災害対策にあたります。

●風水害時の各地区対策部一覧表

| 地区対策部 | 対象地区 |
|-----------------------------------|---|
| 北部地区対策部 北条人権文化センター 877-6066 | 明美の里町、学園町、北新町、津の辺町、南津の辺町1番～17番、錦町、北楠の里町、中楠の里町、南楠の里町、西楠の里町、深野北1～5丁目、大字北条の一部(市道北条龍間線より北側)、北条2～6丁目、北条1丁目16番～24番、北条7丁目4番～6番、北条7丁目12番～16番、北条7丁目11番の一部(谷田川源流より北側地域) |
| 東部地区対策部 野崎人権文化センター 879-1551 | 大字野崎、野崎1～4丁目、大字寺川、寺川1～5丁目、大字中垣内、中垣内1～7丁目、大字龍間、深野1～5丁目、緑が丘1～2丁目、北条1丁目1番～15番、北条7丁目1番～3番、北条7丁目7番～10番、北条7丁目11番の一部(谷田川源流より南側)、南津の辺町18番～24番、大字北条の一部(市道北条龍間線より南側) |
| 南部地区対策部 総合福祉センター 872-2222 | 平野屋新町、平野屋1～2丁目、谷川1～2丁目、南新田1～2丁目、泉町1～2丁目、住道1～2丁目、御供田1～5丁目、大野1～2丁目、朋来1～2丁目、灰塚1～6丁目、三洋町、川中新町、曙町、新町、栄和町、末広町、扇町、浜町1番～5番、三住町、幸町、諸福2丁目5番～9番、中垣内7丁目、深野南町 |
| 西部地区対策部 諸福老人福祉センター 871-2771 | 三箇1～6丁目、氷野1～4丁目、赤井1～3丁目、太子田1～3丁目、御領1～4丁目、大東町、新田本町、新田東本町、新田中町、新田北町、新田西町、新田境町、新田旭町、南郷町、浜町7番～12番、諸福1丁目、諸福2丁目1番～4番、諸福3～8丁目 |

●地震災害時各地区対策部一覧表

| 地区対策部 (各中学校区単位) | 対象地区 |
|-----------------|---|
| 北条地区対策部 | 学園町、錦町、北条1～7丁目、大字北条 |
| 深野地区対策部 | 北新町、明美の里町、北楠の里町、中楠の里町、南楠の里町、西楠の里町、津の辺町、南津の辺町、深野北1～5丁目、深野2～4丁目、三箇4～6丁目 |
| 四条地区対策部 | 野崎1～4丁目、寺川1～5丁目、中垣内1～6丁目、大字龍間、大字中垣内、大字寺川、大字野崎 |
| 谷川地区対策部 | 三箇1～3丁目、深野1～5丁目、曙町、緑が丘1～2丁目、谷川1～2丁目、平野屋新町、三住町、幸町、深野南町 |
| 住道地区対策部 | 浜町、赤井1丁目、住道1～2丁目、新町、末広町、栄和町、扇町、御供田1～5丁目、泉町1～2丁目、平野屋1～2丁目、中垣内7丁目、南新田1～2丁目、大野1～2丁目、川中新町 |
| 大東地区対策部 | 朋来1～2丁目、灰塚1～6丁目、三洋町 |
| 南郷地区対策部 | 御領1～4丁目、氷野1～4丁目、赤井2～3丁目、太子田1～3丁目、南郷町、大東町 |
| 諸福地区対策部 | 諸福1～8丁目、新田本町、新田東本町、新田西町、新田中町、新田旭町、新田境町、新田北町 |